# 社会保障制度改革国民会議令 （平成二十四年政令第二百二十四号）

#### 第一条（会長の職務の代理）

社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）の会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第二条（議事）

国民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

##### ２

国民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### 第三条（国民会議の組織の細目）

この政令に定めるもののほか、国民会議の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

#### 第四条（国民会議の運営）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他国民会議の運営に関し必要な事項は、会長が国民会議に諮って定める。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。